



近畿税理士会 泉大津支部だより

発行 令和 7 年 1 月 25 日

7 年新春号

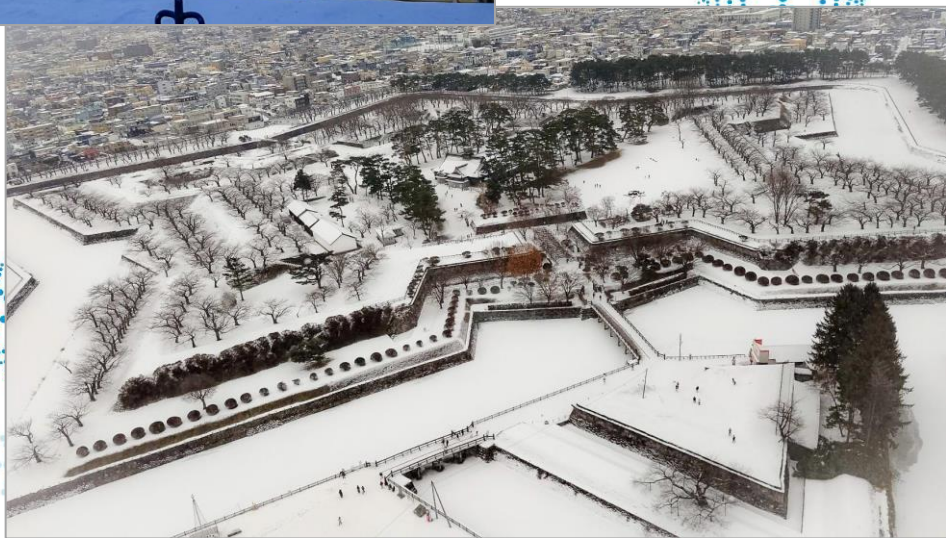
No. 53

発行 / 近畿税理士会泉大津支部 支部長 笠井 慎五
事務局 泉大津市二田町 1 丁目 11-15 オークハイツⅢ301 号
編集委員 / 小西儀孝・大西博己・永谷博子・松本直哉・森永正樹・露口和夫

【旧函館公会堂】



【五稜郭】



<写真： 森永 正樹 先生>

【7 年新春号 主な内容】

- 1 面 写真『函館』
- 2 面 小西副支部長あいさつ
- 3 面 寄稿『税理士業務のDX～業界に求められるDX、推進していくには～』
- 4～5 面 第52回誌上研修
『令和7年度税制改正大綱のまとめ』

- 6 面 寄稿『支部旅行に参加して』
- 7 面 寄稿『支部ゴルフコンペに参加して』
- 8 面 会員の異動、
最新研修 DVD の紹介、
原稿・写真募集、編集後記



新年のごあいさつ

副支部長 小西 儀孝

新年明けましておめでとうございます。

会員皆様には、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、旧年中は支部の会務運営に深いご理解と多大なるご支援、ご協力を賜り心より厚く御礼申し上げます。引き続き本年も昨年同様のご支援、ご協力を賜りますことをお願い申し上げます。

私が広報担当副支部長を拝命し、この「支部だより」の編集に携わって4号目にあたります。編集にあたり担当役員とともに、どのような記事が会員皆様の目を引き付けるのかを考えてきましたが、普段慣れないことをすると発刊前は苦悩の日々が続きました。

さて、税務行政の世界では、令和7年1月から、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行わないこととなりました。また、「完全なるe-Tax」も要請されているところであります。これらは、税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（DX）の一環であります。この税務行政のデジタル化は、私たち税理士にとって税法の知識だけではなく、ITの知識までも必要となるものと感じています。このITの知識も、私には普段慣れない分野であります。苦悩の一年が始まりましたが、今年は、この納税環境の変化に対応するために日々研鑽することを年頭の誓いとしします。

皆様におかれましてもこの納税環境の変化に対応し、令和7年も縁起よく「巳（実）」を結ぶ年になることを願いたいです。

結びにあたり、会員皆様のご健康、ご多幸そしてご事業のご繁栄と本年4月13日大阪で開催されます「日本国際博覧会（大阪・関西万博）」の盛会を祈念いたしまして新年のあいさつとさせていただきます。



保険事業

全国税理士共栄会

～暮らしと事業の安心保険。
充実したプランで関与先を応援～
VIP大型総合保障制度
～少子高齢化時代の公的年金を補完。
豊かなエルタリーライフを実現～
全税共年金

近畿税理士企業共済会

～企業の健全な発展のため～
総合事業保障プラン

その他

団体ゴルフ保険、自動車保険、火災保険

積立年金事業

～組合員・賛助会員とそれらの従業員が加入できる拠出型企業年金保険～
阪奈積立年金制度 ※満71歳まで加入できます。

共済制度事業

～個人事業主または会社役員等の退職金に備える～
小規模企業共済制度
～中小企業の連鎖倒産防止に備える～
中小企業倒産防止共済制度（経営セーフティ共済）
～中小企業の従業員の退職金に備える～
中小企業退職金共済制度（中退共済制度）

あっせん事業

～多方面にわたる業務提携。組合員特典を是非ご活用ください～
税理士業務関連 / 不動産業務関連 / クレジットカード / ローン
健康（人間ドックなど） / レクリエーション（旅行・観劇・ゴルフなど）
その他（生活雑貨、衣料品、ゴルフ、ホームセキュリティ、カーリースなど）
※一部WEB販売（書籍、筆記具、家電など）



〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4（近畿税理士会館11F） TEL (06) 6941-6888 / FAX (06) 6947-2800
<https://www.hanna-zeikyo.jp>



大阪・奈良税理士協同組合

万全のサポート体制で、組合員のさらなる発展を目指します！



税理士業務のDX

～業界に求められるDX、推進していくには～

原 田 寛 司

我々税理士は、税理士法第二条の三（税理士の業務における電磁的方法の利用等を通じた納税義務者の利便の向上等）に基づき、税理士自身のみならず納税者を含めたデジタル化を推進していく立場にあります。

1.そもそもDXとは何か？

2018年12月の経済産業省の定義によると、DX（Digital Transformation）とは、「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること」とされています。（引用：経済産業省「デジタルトランスフォーメーションを推進するためのガイドライン」）

具体的には、デジタル技術を活用することで、業務の効率化を図る（いわゆるIT化）だけでなく、新たなビジネスを創出したり、新たな価値を提供したり、組織そのものや働き方の転換などで、「変革」がDXの目指すところであります。

2.税理士や会計事務所のDXの必要性

今や金融機関やクレジットカードのデータがAPI連携により取得されて、仕訳の自動計上、クラウド型会計システムの導入によりどこにいても確認できる等により会計事務所の業務や企業のバックオフィス業務がDXにより大幅に軽減されつつあります。

会社経理や会計事務所がこれまで行ってきた「入力の仕事（作業）」がなくなるということです。ここが、我々にとってのDXの入り口です。

日本の人口減少により、生産年齢人口も減少していきますので、今の段階からDXを活用した準備をしておく必要があります。DXの活用とともに、働き方も変わってきました。働き方改革により従前の長時間労働を是正し、フレックスタイム制の導入、ワークライフバランス等の柔軟な働き方が求められるようになりました。従来の確定申告期等の繁忙期は、慢性的な残業や大量の紙を取り扱うために出社を余儀なくされていましたが、DXを推進することでリモート勤務の実施やIT化の導入により業務フローの改善や効率化、生産性向上も実現できるでしょう。

そして、そのような良好な環境整備により、優秀な人材の流出も抑止されますし、即戦力又は新卒の人材確保にも貢献するでしょう。

3.まとめ

以上、DXについて、その定義や必要性等をお伝えしましたが、改めてそのメリットである①業務効率化、生産性向上、②人為的ミスや人手不足などのリスク回避、③顧客への付加価値の高いサービスの提供等を通じて、事務所としての競争力強化が図られることでしょう。

また、税務当局におかれても、令和5年6月に「税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像ー」を公表され、税務行政のDXの更なる推進に取り組んでおられます。

本年1月からはその一環として申告書等の控えへの収受日付印の押なつ見直しが始まっています。我々税理士も施策の趣旨・目的を理解した上で、来る所得税申告でのe-Taxの利用拡大、法人税申告での添付書類を含めた全部利用に努めていく必要があります。

DXを通じて税理士業務の価値を更に高め、納税者や社会にとってより良いサービスを提供していきましょう。

（注）まとめの最後の2行は、ChatGPTを活用して追記しました。



第 52 回誌上研修

『令和 7 年度税制改正大綱のまとめ』

研修委員 高橋 英晴

令和 7 年度の税制改正大綱では、物価上昇への対応や就業調整の解消、老後資産形成の促進、中小企業の投資支援、防衛力強化の財源確保など、多岐にわたる分野での税制見直しを盛り込み、これらにより「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を実現し、経済社会の構造変化等に対応するものとされています。

改正内容のうち主なものをまとめます。

1. 個人所得課税

(1) 基礎控除の引き上げ

所得税の基礎控除額が 10 万円引き上げられ、合計所得金額が 2,350 万円以下の個人は 58 万円となります。

合計所得金額が 2,350 万円以下	58 万円
合計所得金額が 2,350 万円を超え 2,400 万円以下	48 万円
合計所得金額が 2,400 万円を超え 2,450 万円以下	32 万円
合計所得金額が 2,450 万円を超え 2,500 万円以下	16 万円

(2) 給与所得控除の最低保障額の引き上げ

給与所得控除の最低保障額が 55 万円から 65 万円に引き上げられます。

(3) 特定親族特別控除（仮称）の創設

19 歳以上 23 歳未満の親族で、合計所得金額が 123 万円以下の者を有する場合、新たな控除が適用されます。



親族等の合計所得金額	控除額
58 万円を超え 85 万円以下	63 万円
85 万円を超え 90 万円以下	61 万円
90 万円を超え 95 万円以下	51 万円
95 万円を超え 100 万円以下	41 万円
100 万円を超え 105 万円以下	31 万円
105 万円を超え 110 万円以下	21 万円
110 万円を超え 115 万円以下	11 万円
115 万円を超え 120 万円以下	6 万円
120 万円を超え 123 万円以下	3 万円

(4) 生命保険料控除の拡充

年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合には一般生命保険料控除の適用限度額は 6 万円となります。

(5) 住宅ローン減税の拡充

子育て世帯や 40 歳未満の夫婦世帯に対する上乗せ措置が、令和 7 年入居分にも適用されます。

2. 法人課税

(1) 中小企業経営強化税制の拡充

成長意欲の高い中小企業の設備投資を促進するため、税制上の優遇措置が拡充されます。

(2) 防衛特別法人税の創設

防衛力強化の財源確保のため、令和 8 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から、法人税額に対して 4% の付加税が課されます。

3. 消費課税

免税制度の適正化を図るため、外国人旅行者向け免税制度の見直しがされます。



4. 国際課税

国際的な課税ルールに対応するため、最低税率を設定するグローバル・ミニマム課税が導入されます。

5. 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

法人税付加税のほか、防衛費増額の財源確保の一環として、たばこ税の増税が予定されています。

6. 納税環境整備

(1) 電子帳簿保存法の見直し

電子取引データに関連する隠蔽・偽装行為に対する重加算税（10%加重）の対象から、国税庁長官が定める基準に適合したシステムを使用し、一定の要件を満たして保存された電子取引データが除外されます。

(2) 青色申告特別控除の適用要件緩和

青色申告特別控除（65 万円）の適用要件について、優良な電子帳簿保存または電子申告を行うだけでなく、基準適合システムを使用し、電子取引データを保存している場合も対象とされます。

これらにより、経済社会の構造変化に対応し、公正で活力ある社会の実現を目指しています。



支部旅行に参加して

馬場崎 淳

明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。

去る令和6年10月4日から2日間、高知方面への支部旅行に参加させていただきました。

私はゴルフ組で1日目に高知の名門コースである土佐カントリークラブをラウンドしました。このゴルフ場は毎年明治安田レディースヨコハマタイヤゴルフトーナメントが開催されていて、太平洋に向かって豪快な打ち下ろし、谷越え、ドッグレッグなど、戦略性の高いコースでした。

ゴルフラウンド後、観光組と合流し明治7年創業の老舗旅館城西館へ向かいました。ここでは鰯のわら焼きを見学し、宴会で風味豊かで香ばしい鰯をいただきました。



2日目はまず現存12天守のひとつ高知城へ向かいました。天守閣までの階段が急で、私は前日のゴルフで疲れていたためその道のりは大変でしたが、天守閣からの眺めは絶景でした。その後、坂本龍馬ゆかりの地、桂浜公園を散策しました。桂浜は波が荒く遊泳禁止ですが遊歩道が整備されており、中国のクルーズ船が寄港していた影響で多くの観光客が太平洋の雄大な景色を眺めていました。

心配された天気も二日間大きく崩れることなく、多くの先生方と楽しく過ごすことができた支部旅行でした。最後に、真奥先生はじめ厚生委員の先生方には大変お世話になりました。この場を借りてお礼申し上げます。ありがとうございました。





支部ゴルフに参加して

西辻 茂樹

令和6年12月3日に泉大津支部恒例の忘年ゴルフコンペが関西空港ゴルフ倶楽部で開催され4組14名の支部会員が参加しました。

私は、前回の支部旅行(11月4日 高知)でのゴルフコンペが初めての参加で、ゴルフクラブを握るのも30年ぶりだったので、勘を取り戻すべく練習場に通いました。根を詰めすぎたのか膝を痛めてしまったようで、翌日は痛みで観光どころではありませんでした。今回の忘年ゴルフコンペには是が非でも参加したい思いがあり、まずはひざの状態を回復させねばならないので約2か月間リハビリに専念しました。膝の痛みはほぼ無くなりましたが、無理に練習して痛みがぶり返しては参加できないのでぶっつけ本番で忘年ゴルフコンペに臨みました。

大会当日は、12月とは思えないばかりか陽気で最高気温19℃快晴で絶好のゴルフ日和になりました。私の組は3組目のスタートでメンバーは幸野陸紀先生、馬場崎淳先生の3名です。緊張の下、第一打を放ちスタートしましたが、OUTコースは1番からダブルボギー、トリプルボギーが何度か続きハーフ50以下の目標に暗雲が漂いました。30年前はこんなではなかったと心の中で叫びながら、気が付けば終盤の8番、9番ホールではダブルスコア近くを叩き56のスコアで目標達成とはなりませんでした。

昼食後のINコースでは、目標のハーフ50以下を達成するため、メンバーである幸野先生にコース戦略のアドバイスをいただきました。アドバイス通りにティーショットが打てたときは、馬場崎先生のベスグロショットにも触発され、セカンドショットがピン方向へ向かいパーオンし、バーディーチャンスが何度かありましたが、パットが精彩を欠き惜しくもバーディーを逃しパー。終盤の17番ホール時点でスコア44、最終18番パー4をボギーで上れば目標を上回る40台、ティーショットは幸野先生のアドバイスとは逆方向へ、さらにアドレナリン爆発で飛びすぎて前方の池にまっしぐら。プレイング4から2パットのダブルボギーで、夢の40台達成とはなりませんでしたが、目標の50を達成し、グロス106、ハンディキャップ31.2もあってネット74.8で優勝することができました。

夜は「あがさ」で忘年会。おいしいふぐとお酒をいただき、皆さんと懇親を深め楽しい時間を過ごせました。幹事を務めて下さった石谷秀志先生、中居直子先生、ありがとうございました。

次回の泉大津支部ゴルフコンペは4月9日(水)岸和田カントリー倶楽部で開催いたします。皆様、多数のご参加をお待ちしています。



会 員 の 異 動

令和7年1月15日現在・・・会員数 116名(内税理士法人5)

<転 出>

R6.09.19 浅野 武治 先生 豊能支部へ



最新研修DVDの紹介

支部事務局では、研修DVDを整理保管しておりますので、自己研鑽の一助としてご活用ください。
また新着情報につきましては、支部だより等で随時お知らせします。

＜マルチメディア研修（日税連）＞

令和6年度税制改正について

＜大阪・奈良税理士協同組合主催＞

国際課税の概要

～税理士なら知っておきたい～

お客様からの質問に答えるための保険税務の基本と応用

令和6年度税制改正の解説



原稿・写真募集 !!

この支部だよりは、支部ホームページでもご覧になれます。

アドレス <http://www2.kinzei.or.jp/~izumi/>
広報委員会では常時原稿・写真を募集しております。

寄稿はお気軽に、趣味・エッセイ・業務に関する
こと・日頃の疑問等、テーマは
ご自由ですので、是非ともご寄稿をお願いいたします。

写真もテーマはご自由に撮影場所等記載のうえ
お送りください。

なお、印刷上、写真は背景が青空など日中の明るい場所が好ましいです。

夜景等は、わかりにくい傾向があります。

また、お送りいただいた原稿・写真は、紙面に限りがあり、掲載できない場合もありますので、その際はご了承ください。

お問い合わせは、泉大津支部事務局まで

TEL : 0725-33-7400 / FAX : 0725-33-7405

e-mail : izumiootusibu@theia.ocn.ne.jp

編集後記

新年あけましておめでとうございます。今年もよろしく願いいたします。

さて、今回の新春号ですが、皆様のご寄稿のおかげで完成しました。広報と租税教育担当の小西副支部長のご挨拶そして原田先生の「税理士業務のDX」の中でもふれられていますが、私もDX化の波を感じており、今年はさらに推進していきたいと感じる内容でした。

高橋先生の誌上研修では今大変話題になっている103万円の壁が引き上げられた税制改正大綱をまとめて頂きました。

支部旅行・支部ゴルフと企画され西辻先生が30年ぶりのゴルフにもかかわらず奮闘する姿が印象的でした。

これから繁忙期に突入しますが巷ではインフルエンザが猛威を振るっていますので、皆様もくれぐれもご自愛ください。(N.M)

